



全老健第 18-154 号

平成 18 年 8 月 24 日

厚生労働省老健局計画課長

川 尻 良 夫 殿

社団法人全国老人保健施設協会

会 長 漆 原 章



平成 19 年度税制改正及び予算要望書

I 平成 19 年度税制改正に関する要望

1 介護保険事業にかかる消費税の取扱いについて、現在の「原則非課税」から「原則課税」への抜本改正

(理由)

平成元年 4 月 1 日より施行された消費税については、医療・介護の分野が「原則非課税」の規定により介護老人保健施設の支払った消費税についても、仕入控除が認められておりませんので、施設が消費税の最終負担者となっております。

特に設備投資額の大きい医療機器や施設建設代金に含まれる消費税の負担が、現在でも、施設運営にとって非常に重い負担となっており、また、平成 17 年 10 月からの食費・居住費の利用者負担の軽減措置が、実質的な報酬引下げとなって施設経営を圧迫しておりますので、現行の 5 % の消費税が引上げられると、施設経営の悪化の決定的要因となる事が予想されます。

従って、介護保険事業に係る消費税については、原則課税とするとともに、消費税の取扱いについては、介護報酬 1 単位に対して、消費税率（軽減税率適用も含む）を上乗せして、介護報酬と消費税の区分表示及び財源の明確化を要望いたします。

2 食事に要する費用及び居住に要する費用にかかる事業税非課税の明確化

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されることになりました。この食費・居住費は、利用者が選定できない介護サービスでありますので、介護保険適用外となっても、その性格はいわゆる自費とは一線を画するものであります。

また、平成 11 年度までの食費が利用者の全額自己負担であった介護保険創設前においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法 72 条の 23 の 5 同法の規定により定める金額に相当する部分の次に括弧書きで（相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む。）を追加して事業税の計算の明確化を要望いたします。

3 特別修繕準備金制度の適用範囲の拡大

(理由)

特別修繕準備金制度は、船舶、溶鉱炉等周期的に大規模な修繕を要し、かつ周期が相当の期間にわたると認められる費用に備えるための制度として制定されております。

介護老人保健施設におきましても、施設療養環境の維持・整備のためには、周期的に大規模な修繕を要し、これに備える資金が必要となります。

つきましては、独立行政法人福祉医療機構と施設改修に関わる契約を締結することを前提に、その積立金を費用として認容し、団塊の世代が利用対象者となる 2020 年までに、築後 10 年以上の施設が全て適用できる特別修繕準備金制度の構築を要望いたします。

4 特定設備等の特別償却の適用範囲の拡大

(理由)

改築費やコンピュータソフト及び介護機器の取得は、土地・建物のように実体のある財産というよりは、会計上の経過勘定の性格が強いので、償却を早めることにより財政状態の改善が見込めることが予想されます。

その効果を期待して、介護保険法の各種介護サービス事業の運営を行うための必要な専用の区画を設けるための改築、介護報酬の請求事務・要介護認定等に係るコンピュータソフト及び介護負担を軽減するためのリフト等の機器について、これらを取得するための支出（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）について、各種介護サービス事業を開始した事業年度で全額償却を認めていただくことを要望いたします。

5 固定資産税の軽減措置の復活

(理由)

医療法人の開設する施設の家屋等の資産については、当初、申請によって、取得してから 5 年間税額 4 分の 1 が軽減され、平成 14 年度から軽減率が 4 分の 1 から 6 分の 1 に、平成 16 年度からは、8 分の 1 に変更され、平成 18 年度に軽減措置そのものが廃止されました。

しかしながら、医療法人の開設する介護老人保健施設においては、平成 12 年度からの介護保険制度の目的にそった質の高い施設サービスを提供しており、今後も地域ニーズに即した整備や更なる質の向上を推進するため、この軽減措置を復活するとともに上記軽減率を従来の 4 分の 1 とすることを要望いたします。

6 建物等の耐用年数の短縮並びに割増償却率の引上と適用期間の拡大

(理由)

平成 14 年 3 月の介護経済実態調査によると、平成 10 年度以降に医療法人の開設する介護老人保健施設の自己資本比率は低く、借入金に依存した経営となっております。更に平成 10 年度税制改正により、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得する建物の償却方法が定額法となり減価償却費が従前に比べ小さくなることにより、借入金返済能力が低下することが懸念されます。

これを防止するために、現行の介護老人保健施設の用に供される建物及びその附帯設備（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）耐用年数を 39 年から 30 年に短縮すること、並びに、平成 17 年度において適用除外となった建物の割増償却制度についてはこれを復活し、平成 18 年 4 月 1 日以後に取得する建物については、割増償却率割合 20%、適用期間 10 年以内とすることを要望いたします。

Ⅱ 平成 19 年度予算に関する要望

1 要介護高齢者の自然増及びケアの質の向上に対応できる予算の確保

(理由)

総務省が発表した国勢調査の抽出速報の結果(05 年 10 月現在)によると、65 歳以上の高齢者は 2682 万人であり、総人口に占める割合は、21.0%にも達しています。一方、15 歳未満の人口は、1,740 万人で総人口に占める割合 13.6%であり、少子高齢化の深刻な進行が明らかとなりました。

要介護高齢者の自然増に対処するためには、在宅生活の支援が必要であり、リハビリテーションを中心とした在宅復帰機能を最重点とする介護老人保健施設においてはマンパワー(OT、PT、ST、看護、介護職員等の現場スタッフ)の増強が決定的要因となりますので、要介護高齢者の自然増及びケアの質の向上に対応できる予算の確保を要望いたします。

2 独立行政法人福祉医療機構の融資枠の確保

(理由)

介護老人保健施設開設に必要な資金の調達及び開設間もない施設や老朽化が目立つ古い施設の経営安定化を図るために必要な資金の調達については、継続して独立行政法人福祉医療機構の融資に重要な役割を求めるところであり、その融資枠の確保について要望いたします。

また、近年の気候の変化による集中豪雨や突発的な地震により被災を受け、新潟県中越地震の時のような大規模な復旧作業も含め、数々の補修、修繕等を行う事例が発生しております。

これらは予期し得ない支出であり、復旧のための修繕等の額によっては健全な施設経営を損なう結果となる恐れもありますので、これら天変地異に伴う被災復旧に係る施設修繕等の費用について、新たに独立行政法人福祉医療機構の無利子の融資制度の設立を要望いたします。

3 介護老人保健施設の質の向上を図るための研修事業及び調査研究事業の推進のための予算の確保

(理由)

昨年 10 月から改正介護保険法により居住費、食費が保険給付の対象外となったほか、平成 18 年 4 月 1 日に介護報酬の見直しが実施され、経営の現場では深刻な影響を及ぼしており、これらの改正による影響の検証作業等にかかる基礎調査が行なわれることとなります。

その中でより良いサービスの提供をするには、改定の主旨等の的確な情報伝達と現状を改善するために必要な情報を洗い出すための調査研究は不可欠です。従って、介護老人保健施設の質の向上を図るための研修事業及び調査研究事業の推進のための予算の確保を要望いたします。